

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

第一 都市計画法の一部改正

一 都市計画の地域地区について、美観地区を廃止し、景観地区を追加するものとする。

(第八条及び第九条関係)

二 地区整備計画の法定計画事項に、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を追加するものとする  
こと。  
(第十二条の五関係)

三 景観行政団体は、良好な景観の形成を図るため必要と認める場合においては、景観計画区域内において、政令で定める基準に従い、景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を、条例で、開発許可の基準として定めることができるものとする。  
(第三十三条関係)

第二 建築基準法の一部改正

一 景観地区内の建築制限

1 景観地区内においては、建築物の高さは、景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められたときは、当該最高限度以下又は当該最低限度以上でなければならぬ

ものとする。

(第六十八条第一項関係)

2 景観地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならないものとする。

(第六十八条第二項関係)

3 景観地区内においては、建築物の敷地面積は、景観地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、当該最低限度以上でなければならないものとする。

(第六十八条第三項関係)

4 景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限(道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)及び建築物の敷地面積の最低限度が定められている一定の景観地区内の建築物で、当該景観地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、斜線制限を適用しないものとする。

(第六十八条第五項関係)

## 二 準景観地区内の建築制限

準景観地区内においては、市町村は、良好な景観の保全を図るため必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で、建築物の高さ、壁面の位置その他の建築物の構造又は敷地に関して必要な制限を定めることができるものとする。

（第六十八条の九第二項関係）

### 三 景観重要建造物である建築物に対する制限の緩和

景観重要建造物として指定された建築物のうち良好な景観の保全のためその位置又は構造をその状態において保存すべきものについては、市町村は、景観法による現状変更の規制に係る規定等の施行のため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、建築物の外観に影響を及ぼす制限の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができるものとする。

（第八十五条の二関係）

## 第三 屋外広告物法の一部改正

### 一 目的

目的に屋外広告業について必要な規制の基準を定めることを追加する等の見直しを行うものとする。

（第一条関係）

## 二 広告物等の制限

1 広告物の表示等を禁止することができる物件に、景観重要建造物及び景観重要樹木を追加するものとする。

(第三条第二項関係)

2 条例で広告物の表示等について都道府県知事の許可を受けなければならないとすること等の制限をすることができる区域を、全国に拡大するものとする。

(第四条関係)

## 三 景観計画との関係

景観計画に広告物の表示等に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体の条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

(第六条関係)

## 四 違反に対する措置

1 都道府県知事は、違反広告物の除却等の措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても履行期限までに完了する見込みがないときは、その措置を自ら行うこと等ができるものとする。

(第七条第三項関係)

2 簡易除却制度について、その対象にはり札に類する広告物、広告旗等を追加するとともに、表示さ

れてからの相当の期間の経過の要件を廃止すること。

(第七条第四項関係)

3 略式代執行又は簡易除却を行った広告物等に係る保管、公示、売却、代金の保管、廃棄等の手続を整備すること。

(第八条関係)

## 五 屋外広告業の登録

1 都道府県は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとする事ができるものとする事。

(第九条関係)

2 1の条例には、登録の有効期間、登録の要件、業務主任者の選任、登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止に関する事項等を定めるものとする事。

(第十条第一項関係)

3 業務主任者となるべき者は、広告物の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県が行う講習会の課程を修了した者等のほか、国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した者のうちから選任するものとする事。

(第十条第二項第三号関係)

## 六 登録試験機関

登録試験機関の登録、欠格条項、登録の基準、登録の公示、役員を選任及び解任、試験委員、秘密保持義務、試験事務規程、財務諸表等の備付け及び閲覧、帳簿の備付け、適合命令、報告及び検査、試験事務の休廃止、登録の取消し等について所要の規定を設けるものとする。

(第十二条から第二十五条まで関係)

## 七 市町村の特例

都道府県は、広告物等の規制に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村が処理することとすることができるものとする。

(第二十八条関係)

## 八 罰則

1 登録試験機関に係る罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第三十条から第三十三条まで関係)

2 条例に罰金のほか、過料を科する旨の規定を設けることができるものとともに、屋外広告業の登録制度に係る条例については、罰金及び過料以外の罰則を科することができるものとする。

(第三十四条関係)

九 その他所要の改正を行うものとする。

第四 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

国は、施行地区の全部又は一部が景観計画区域に含まれる土地区画整理事業を施行する個人施行者又は土地区画整理組合に対する当該土地区画整理事業に要する費用に充てるための無利子の資金の貸付けを地方公共団体が行う場合において、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができるものとする。

(第一条第四項関係)

第五 幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正

沿道地区整備計画の法定計画事項に、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を追加するものとする。

(第九条関係)

第六 集落地域整備法の一部改正

集落地区整備計画の法定計画事項に、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を追加するものとする。

(第五条関係)

第七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正

特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画の法定計画事項に、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を追加するものとする。

(第三十二条関係)

第八 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正

公害等調整委員会が行う不服の裁定に、景観地区及び準景観地区内における開発行為等の制限に関する不服の裁定を追加するものとする。

(第一条関係)

第九 自衛隊法の一部改正

一 出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築等については、景観計画区域における届出並びに景観重要建造物及び景観重要樹木に関する許可を要しないものとする。

(第百十五条の二十二第一項関係)

二 出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築等については、景観地区及び準景観地区内における開発行為等の制限に関する条例の規定は、適用しないものとする。

(第百十五条の二十二第二項関係)



三 出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築等若しくは応急仮設工作物の建設等若しくは設置については、景観地区及び準景観地区等に関する制限は適用されないもの等とすること。  
(第百十五条の二十二第三項関係)

第十 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の一部改正  
保存樹木として指定することができない樹木に、景観重要樹木を追加するものとする事。  
(第十三条関係)

第十一 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正  
市町村が別に法律で定めるところにより定めることができる農業振興地域整備計画として、景観農業振興地域整備計画を追加するものとする事。  
(第十五条関係)

第十二 都市緑地法の一部改正  
市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画は、その市町村の区域が景観計画区域であるときは、景観計画と調和しなければならないものとする事。  
(第四条第三項関係)

第十三 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正

市町村長は、特定非常災害があつた場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため市町村長の許可を受けた期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、更に一年を超えない範囲内において当該許可を受けた期間を延長することができるものとする。

(第八条関係)

第十四 その他所要の改正を行うものとする。

第十五 施行期日その他

一 この法律は、景観法の施行の日から施行するものとする。ただし、景観地区に係る規定等は、景観法附則ただし書に規定する日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第六条まで関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第七条及び第八条関係)